

入札説明書

1 発注業務の概要

業務名	平成27年度松くい虫等防除事業（単県・伐倒駆除・油剤）
業務場所	米子市淀江町本宮ほか
業務内容	松くい虫による被害木（枯れ松）を伐倒し、薬剤の散布等を行う。 対象事業量 200立方メートル ※詳細については、別に定める仕様書のとおり

2 入札参加資格者

入札参加資格者は、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を満たす法人とする。

配置技術者	次の各号のいずれかに該当する者であつて、入札者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にあるもの（その役員を含む。）を、本件業務の現場代理人又は専門技術者として、その履行期間中配置することができること。 （1）技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。） （2）林業普及指導員（森林法（昭和26年法律第249号）第187条第1項に規定する林業普及指導員をいう。） （3）林業技士（一般社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。） （4）基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士として、林業労働力確保支援センター（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第1項の林業労働力確保支援センターをいう。）又は鳥取県の認定を受けた者 （5）前各号に掲げる者のほか、専門的な指導監督を含む森林整備事業等の実務経験が年間150日以上かつ10年以上に達する者
住所要件	平成27年9月18日現在で、米子市又は境港市、西伯郡若しくは日野郡内に本店があること。
指名停止	米子市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

他の入札者との関係	他の入札者と次の各号のいずれかの関係にある者でないこと。 (1) いずれかの入札者又はその代表取締役若しくは代表理事が他の入札者の議決権保有者（その入札者の総株主、総社員又は組合員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係 (2) いずれかの入札者（その代表取締役又は代表理事を含む。以下この号において同じ。）と他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係 (3) いずれかの入札者の代表取締役又は代表理事（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札者の代表取締役又は代表理事を兼ねている関係 (4) 前3号に掲げる関係に準ずる関係
その他	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。 (2) 次に掲げる徴収金の滞納がないこと。 ア 市税その他の本市の徴収金 イ 消費税及び地方消費税 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

3 本件入札に対する質問及び回答

質問先	米子市総務部入札契約課 ファクシミリ 0859-23-5368 ※質問事項を記載した書面（別記様式第5号）をファクシミリで送付のこと。
受付期間	平成27年9月18日（金）から同年10月6日（火）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合には、掲載はしない。

4 入札参加申込みの期限等

申込期限	平成27年10月6日（火）午後5時
申込場所	〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課 電話 0859-23-5364
提出書類	次の書類を、入札説明書に基づき各1部を提出のこと。 (1) 入札参加申込書（様式第1号） (2) 配置技術者調書（様式第2号） (3) 消費税及び地方消費税の納税証明書（申込日前1年間に法定納期限の到

	来した消費税及び地方消費税の納税証明書。ただし、申込日前3か月以内に発行されたものに限る。） (4) 市税等同意書兼誓約書（様式第3号） (5) 役員等調書兼照会承諾書（様式第4号） ※（3）及び（5）に掲げる書類については、米子市の入札参加資格有資格者として登録されている場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。 ※提出書類様式の電子データ（ワード形式）の交付を希望する者は、米子市総務部入札契約課（keiyaku@city.yonago.lg.jp）宛てに、業務名を明記の上、件名に「提出書類様式希望」と記載した電子メールを送信すること。
--	---

5 入札日等

入札日	平成27年10月13日（火）午後1時30分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎第202会議室
入札保証金	免除
入札書等の書式	入札書、委任状及び辞退届の書式は、米子市ホームページに掲載の「委託」分を使用のこと。 ※代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状（受任者の意思が明確であるものに限る。）を提出のこと。
その他	(1) 入札は、落札者が決定されるまで最高3回まで行う。 (2) 入札者が1人であっても、入札を執行するものとする。 (3) 郵送又は電送による入札は、認めない。 (4) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじによって落札者を決定する。この場合において、くじを辞退することはできない。 (5) 入札に参加する資格のない者の入札及び他の入札者の代理を兼ねた者の入札は、無効とする。

6 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部入札契約課（電話0859-23-5364・ファクシミリ0859-23-5368）とする。
- (2) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (3) 入札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。
- (4) 本入札説明書に記載のない手続については、地方自治法施行令、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）に定める規定に基づき執行する。

松くい虫等防除事業仕様書（単県・伐倒駆除・油剤）

第1 共通

1 適用範囲

- （1）この仕様書は、鳥取県松くい虫駆除事業委託事務取扱要領（平成 16 年 8 月 31 日付森保第 279 号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて米子市が実施する松くい虫等防除事業（以下「事業」という。）の委託に適用する。
- （2）委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、「鳥取県森林整備事業等業務検査規程」（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもと、設計図書及びこの仕様書によって施工しなければならない。
- （3）この仕様書は、事業に関する一般的事項を示すものであり、個々の事業に対し特別必要な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- （4）特記仕様書、設計図書、又は共通仕様書の間に相違がある場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- （5）受託者は、信義に従って誠実に事業を履行し、監督員の指示がない限り事業を継続しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情で臨機の措置を行う場合は、この限りではない。

2 施工従事者

- （1）事業に従事する者は、被害木処理に当たり必要な知識・技術を習得した者でなければならない。
- （2）受託者は、施工前に作業従事者に対し、松くい虫駆除処理に必要な知識・技術講習を実施し、また、新規参入者への講習も適時に行うものとする。

3 事業現場管理

- （1）受託者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- （2）受託者は、事業の施工中、監督員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす等の施工方法の採用をしてはならない。
- （3）受託者は、事業箇所及びその周辺にある地上若しくは地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。
- （4）受託者は、薬剤及び油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。
- （5）受託者は、事業現場に事業関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をする等十分な措置を講じなければならない。
- （6）受託者は、事業現場には一般通行人が見やすい場所に事業名、事業期間、事業主体名、事業受託者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者名等を記入した事業標示板を設置しなければならない。

- (7) 受託者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の事故が発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、すみやかに監督員に報告しなければならない。
- (8) 受託者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

4 施工計画書

- (1) 受託者は事業着手前に、次の事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。ただし、監督員の承諾を得た事項については、省略することができる。

- ア 現場組織表
- イ 施工方法
- ウ 計画工程表
- エ 施工管理計画
- オ 緊急時の体制
- カ 安全管理
- キ 環境対策
- ク その他

- (2) 受託者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、そのつど変更に関するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

5 施工中の環境への配慮

受託者は、事業の施工に当たり、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督員が指示した場合には、措置を講じ、監督員の確認を受けなければならない。

6 官公庁への手続

- (1) 受託者は、事業の施行に当たり、必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続は、迅速に処理しなければならない。
- (2) 受託者は、関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

7 諸法規の遵守

受託者は、事業の施工に当たり、関係法令及び事業に関する諸法規を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、受託者の負担と責任において行われなければならない。

8 安全管理

- (1) 受託者は、事業の施工に当たり、常に安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。

- (2) 受託者は、施工期間における災害を防止するため、事業箇所及びその周辺のパトロールを実施するとともに、事業関係者による安全教育・訓練等を1ヶ月に1回以上実施し、関係する資料を整備するものとする。また、新規参入者の教育も適時に行うものとする。
- (3) 受託者は、使用機械、車両等の点検整備を行い、管理するものとする。
- (4) 受託者は、事業の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に通報するとともに、事故の報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。

9 事業中の検査又は確認

- (1) 受託者は、事業施工中において、設計図書で指定した事項又は監督員があらかじめ指示した事項については、監督員の検査又は確認を受けなければ、後続の作業を進めてはならない。
- (2) 前1項の規定において、受託者は、監督員の検査及び確認に関する資料を整備しなければならない。

10 事業検査

- (1) 検査に当たっては、専門技術者その他立会いを求められた事業関係者が、必ず立ち会って検査を行わなければならない。
- (2) 受託者は、検査のために必要な資料及びその他の措置について、検査職員の指示に従わなければならない。

11 後片付け

受託者は、事業の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、事業検査に必要なものは監督員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。

第2 伐倒駆除

1 伐倒措置

- (1) 被害木（マツノマダラカミキリが付着しているマツ）の伐倒は、周辺の健全木等に傷害を与えないように行うこととし、地際から10センチメートル（以下「cm」という。）の高さ（最大許容値プラス3cm）で行う。
- (2) 葉色が赤色となっているマツに隣接した葉色に変化の見られるマツにあつては、必ず樹皮を剥皮して、ヤニの吹き出しにより、被害木であるか否かを判断し、伐倒措置を行うこと。
- (3) 被害木は景観及び安全上、急を有するものから速やかに伐倒措置し、その他監督員の指示に従って計画的に措置するものとする。
- (4) 伐倒した被害木（以下「伐採木」という。）は、全表面に薬剤散布若しくはくん蒸が適切に行える程度の長さに玉切り、枝払いを行うこと。

2 薬剤散布作業

- (1) 前項において伐採木の幹材部及び枝条部が乾燥している時期にムラなく薬剤散布

を行うこと。

(2) 使用薬剤

ア 使用薬剤の種類及び希釈倍率

設計書に示す記載成分MEP（40%含有）を有効成分とする農薬登録を受けた薬剤を40倍に希釈して使用する。

なお、木材用着色剤（乳剤用・油剤用）を添加し、良くかく拌すること。

※木材用着色剤は、自然環境等に影響を与えない、色落ちしにくく発色の良いものを選択すること。

イ 散布量

駆除における薬剤の散布量は、駆除材積1立方メートル（以下「m³」という）当たり、乳剤の場合で15リットル（希釈液）、油剤の場合で10リットル（希釈液）とする。

ウ 使用期間

油 剤 契約日から平成27年11月15日まで

3 薬剤の管理及び取扱い

- (1) 受託者は、薬剤を使用する場合には、その管理及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講ずるとともに、薬剤を使用する都度、日時、場所、使用量などを取りまとめ薬剤使用状況の管理資料を作成しなければならない。
- (2) 薬剤の散布にあたる従事者は、ヘルメット、マスク、ゴム手袋等を着用し、事故のないよう安全作業に努めなければならない。
- (3) 駆除に使用した薬剤の空容器、シート等は、受託者が責任をもって産業廃棄物として適正に処理すること。

4 駆除済みの証

受託者は、駆除措置が終了した被害木の伐根に一連番号をナンバーテープ等を使用して明示すること。

5 駆除野帳

- (1) 受託者は、前項で明示した番号順に所在地、根元直径、幹材積、全木材積等を別紙様式1に記載し、提出すること。
- (2) 幹材積については、駆除立木の伐倒直前又は直後に根元直径を計測し、別紙「鳥取県マツ根株材積表」によるものとし、全木材積（駆除材積）は、幹材積の1.2倍とする。
- (3) 根元直径は、地際から10cmの高さの最小径を計測し、表皮を含むものとする。

6 写真記録

次の事項について撮影し、管理資料を作成すること。

なお、デジタル写真による撮影、管理の場合は、原則として画像編集したものは認めない。

(1) 伐倒措置

ア 伐採木本数全体の5%以上を事業区域全体からまんべんなく抽出し、被害木番号が判別できる状態で枝条の枯損状況（駆除対象木の是非）、根元直径、玉切り、枝払い、集積状況が確認できるよう撮影すること。

イ 第2の1の(2)の葉色の変化したマツを駆除する場合は、当該木のヤニの吹き出し状況を撮影しておくこと。

(2) 薬剤散布作業

全体本数の5%以上について、次により撮影し管理資料を作成すること。

ア 散布群ごとに、散布日時、被害木番号、材積、使用薬剤の種類及び使用数量を黒板に記載し、その黒板とともに散布状況を撮影すること。

イ 伐採木全体に薬剤散布していることが確認できるよう、上記アにあわせて、当該丸太を回転させ散布している状況を撮影すること。

(3) その他

その他監視員が指示する状況等を撮影し管理資料を作成すること。

7 その他

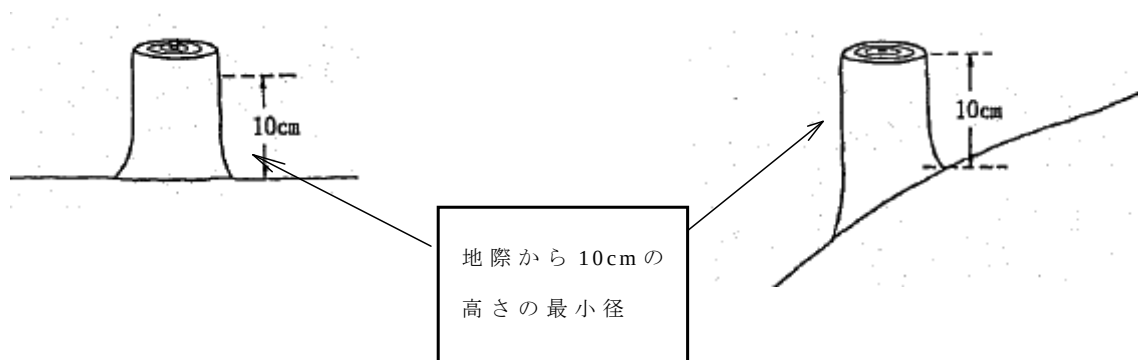
本業務の設計駆除業務数量及び、伐倒・枝払い・玉切ほか作業歩合の根拠とした駆除対象木の根元直径は見込み値であり、松くい虫被害の発生状況に応じ変更するものである。

鳥取県マツ根株材積表

根元直径 (cm)	幹材積 (m3)		根元直径 (cm)	幹材積 (m3)
4	0.002		38	0.661
6	0.005		40	0.757
8	0.011		42	0.861
10	0.020		44	0.973
12	0.032		46	1.094
14	0.048		48	1.120
16	0.068		50	1.216
18	0.092		52	1.315
20	0.122		54	1.419
22	0.157		56	1.526
24	0.197		58	1.637
26	0.243		60	1.752
28	0.296		62	1.871
30	0.355		64	1.994
32	0.420		66	2.121
34	0.493		68	2.252
36	0.573		※70cm以上は、毎木材積調査を行う。	

(根元直径の測定方法)

- 1 根元直径の計測は、2 cm 括約とする。
例) 20.0cm の場合、19.0cm 以上 21.0cm 未満の範囲。
- 2 根元直径は地際から 10 cm の高さの最小径 (表皮を含む) とする。



驅 除 野 帳

No.

[illegible]

様式第 1 号

入札参加申込書

平成 年 月 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

私は、平成 2 7 年 1 0 月 1 3 日に実施される平成 2 7 年度松くい虫等防除事業（単県・伐倒駆除・油剤）に係る条件付一般競争入札への参加を申し込みます。

住 所

商号又は名称

代表者の職・氏名

⑨

担当者名・電話番号

配置技術者調書

入札参加申込者 _____

入札参加資格条件を満たす配置予定技術者は、次のとおりです。

区分	現場代理人・専門技術者 ※いずれかに○を付ける。
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
該当要件	※いずれかに○を付ける。 ・技術士 ・林業普及指導員 ・林業技士 ・基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士 ・専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が年間150日以上かつ10年以上に達する者
要件確認資料	別添資格証等（写し）のとおりに

様式第3号

市 税 等 同 意 書 兼 誓 約 書

平成 年 月 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

☐ 米子市の市税等の納付義務がある者

私は、米子市の市税等の納付に係る情報を確認されることに同意します。
また、当該市税等に滞納があったときは、入札参加資格を付与されないことを承諾します。

☐ 米子市の市税等の納付義務がない者

私は、米子市の市税等の納付義務がないことを誓約します。

※上記市民税等とは市税、保育料、市営住宅家賃その他市営住宅に係る納付金、下水道使用料、下水道特別使用分担金、下水道事業受益者負担金、淀江町排水施設加入金、農業集落排水施設使用料、農業集落排水事業分担金、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。

住 所

商号又は名称

代表者の職・氏名

⑨

(個人事業者の場合は、下記もご記入ください。)

代表者個人の住所（住民票上のもの）

代表者個人の生年月日

明治・大正・昭和・平成 年 月 日

※作成上の注意事項

上記のいずれか、該当する□に「レ」を記載のこと。

役員等調書兼照会承諾書

平成 年 月 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

住 所
商号又は名称
職・氏名 ㊞

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として鳥取県米子警察署に照会することを承諾します。

役職等	氏 名	ふりがな	生年月日	性別

- 【注意事項】
- 1 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び監査役並びに米子市所在の営業所等の長が役員でない場合にはその長、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等、個人事業者にあっては当該個人）の氏名、生年月日等を記載してください。
 - 2 提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され、及び利用されることについて、当該名簿に記載されている方の同意を取ってください。
 - 3 この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

様式第 5 号

質 問 書

平成 2 7 年 月 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

住 所
商号及び名称
代表者職氏名 _____ ⑩

担 当 者 名 _____
電 話 番 号 _____
F A X 番 号 _____

このことについて、次のとおり質問します。

業務名 平成 2 7 年度松くい虫等防除事業（単県・伐倒駆除・油剤） _____

番号	質問内容

（送信票は必要ありません。この質問書のみ F A X してください）

平成27年度松くい虫等防除事業

工事明細書

工事金

円也

工 事 大 要

場 所 米子市淀江町本宮ほか

事業種 単県・伐倒駆除・油剤

事業量 200 m³

設計年月日

平成 年 月 日

工 種

松くい虫等防除事業

部長

課長

係長

照 查

檢 算

設計

内 訳

[illegible]

実 施 単 価 明 細 表

事業区分:伐倒駆除（油剤）根元直径～18cm1 m³当たり

名 称	種 別	形状・寸法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	単価表 番 号	摘 要
伐倒・枝払・玉切	特殊作業員	—	0.345	人			実施	根元直径による 数量 別紙3
	普通作業員	—	0.345	人				
薬剤購入費			10.000	リットル			1号	稀釈液40倍
薬剤調合費	普通作業員	—	0.010	人			3号	
散布作業費	普通作業員	—	0.414	人			実施	根元直径による 数量 別紙4
機械器具損料	チェーンソー	45cc	—	—			別紙1	
機械器具損料	動力噴霧機	—	—	—			別紙2	
機械器具燃料費	チェーンソー	45cc	—	—			5号	
機械器具燃料費	動力噴霧機	—	—	—			6号	10リットル散布
諸 経 費	—	—	38.0	%				薬剤購入費は 除く
計		MEP40						

実 施 単 価 明 細 表

事業区分:伐倒駆除 (油剤)根元直径19～20cm

1 m³当たり

名 称	種 別	形状・寸法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	単価表 番 号	摘 要
伐倒・枝払・玉切	特殊作業員	—	0.255	人			実施	根元直径による 数量 別紙3
	普通作業員	—	0.255	人				
薬剤購入費			10.000	リットル			1号	稀釈液40倍
薬剤調合費	普通作業員	—	0.010	人			3号	
散布作業費	普通作業員	—	0.306	人			実施	根元直径による 数量 別紙4
機械器具損料	チェーンソー	45cc	—	—			別紙1	
機械器具損料	動力噴霧機	—	—	—			別紙2	
機械器具燃料費	チェーンソー	45cc	—	—			5号	
機械器具燃料費	動力噴霧機	—	—	—			6号	10リットル散布
諸 経 費	—	—	38.0	%				薬剤購入費は 除く
計		MEP40						

実 施 単 価 明 細 表

事業区分:伐倒駆除（油剤）根元直径21～22cm

1m³当たり

名 称	種 別	形状・寸法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	単価表 番 号	摘 要
伐倒・枝払・玉切	特殊作業員	—	0.195	人			実施	根元直径による 数量 別紙3
	普通作業員	—	0.195	人				
薬剤購入費			10.000	リットル			1号	稀釈液40倍
薬剤調合費	普通作業員	—	0.010	人			3号	
散布作業費	普通作業員	—	0.234	人			実施	根元直径による 数量 別紙4
機械器具損料	チェーンソー	45cc	—	—			別紙1	
機械器具損料	動力噴霧機	—	—	—			別紙2	
機械器具燃料費	チェーンソー	45cc	—	—			5号	
機械器具燃料費	動力噴霧機	—	—	—			6号	10 ^{リットル} 散布
諸 経 費	—	—	38.0	%				薬剤購入費は 除く
計		MEP40						

実 施 単 価 明 細 表

事業区分:伐倒駆除（油剤）根元直径23～24cm

1m³当たり

名 称	種 別	形状・寸法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	単価表 番 号	摘 要
伐倒・枝払・玉切	特殊作業員	—	0.165	人			実施	根元直径による 数量 別紙3
	普通作業員	—	0.165	人				
薬剤購入費			10.000	リットル			1号	稀釈液40倍
薬剤調合費	普通作業員	—	0.010	人			3号	
散布作業費	普通作業員	—	0.198	人			実施	根元直径による 数量 別紙4
機械器具損料	チェーンソー	45cc	—	—			別紙1	
機械器具損料	動力噴霧機	—	—	—			別紙2	
機械器具燃料費	チェーンソー	45cc	—	—			5号	
機械器具燃料費	動力噴霧機	—	—	—			6号	10 ^{リットル} 散布
諸 経 費	—	—	38.0	%				薬剤購入費は 除く
計		MEP40						

実施単価明細表

事業区分:伐倒駆除（油剤）根元直径25～26cm1m³当たり

名 称	種 別	形状・寸法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	単価表 番 号	摘 要
伐倒・枝払・玉切	特殊作業員	—	0.145	人			実施	根元直径による 数量 別紙3
	普通作業員	—	0.145	人				
薬剤購入費			10.000	リットル			1号	稀釈液40倍
薬剤調合費	普通作業員	—	0.010	人			3号	
散布作業費	普通作業員	—	0.171	人			実施	根元直径による 数量 別紙4
機械器具損料	チェーンソー	45cc	—	—			別紙1	
機械器具損料	動力噴霧機	—	—	—			別紙2	
機械器具燃料費	チェーンソー	45cc	—	—			5号	
機械器具燃料費	動力噴霧機	—	—	—			6号	10 ^{リットル} 散布
諸 経 費	—	—	38.0	%				薬剤購入費は 除く
計		MEP40						

実 施 単 価 明 細 表

事業区分:伐倒駆除（油剤）根元直径27～28cm1 m³当たり

名 称	種 別	形状・寸法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	単価表 番 号	摘 要
伐倒・枝払・玉切	特殊作業員	—	0.140	人			実施	根元直径による 数量 別紙3
	普通作業員	—	0.140	人				
薬剤購入費			10.000	リットル			1号	稀釈液40倍
薬剤調合費	普通作業員	—	0.010	人			3号	
散布作業費	普通作業員	—	0.171	人			実施	根元直径による 数量 別紙4
機械器具損料	チェーンソー	45cc	—	—			別紙1	
機械器具損料	動力噴霧機	—	—	—			別紙2	
機械器具燃料費	チェーンソー	45cc	—	—			5号	
機械器具燃料費	動力噴霧機	—	—	—			6号	10 ^{リットル} 散布
諸 経 費	—	—	38.0	%				薬剤購入費は 除く
計		MEP40						

実 施 単 価 明 細 表

事業区分:伐倒駆除（油剤）根元直径29～30cm

1m³当たり

名 称	種 別	形状・寸法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	単価表 番 号	摘 要
伐倒・枝払・玉切	特殊作業員	—	0.130	人			実施	根元直径による 数量 別紙3
	普通作業員	—	0.130	人				
薬剤購入費			10.000	リットル			1号	稀釈液40倍
薬剤調合費	普通作業員	—	0.010	人			3号	
散布作業費	普通作業員	—	0.153	人			実施	根元直径による 数量 別紙4
機械器具損料	チェーンソー	45cc	—	—			別紙1	
機械器具損料	動力噴霧機	—	—	—			別紙2	
機械器具燃料費	チェーンソー	45cc	—	—			5号	
機械器具燃料費	動力噴霧機	—	—	—			6号	10 ^{リットル} 散布
諸 経 費	—	—	38.0	%				薬剤購入費は 除く
計		MEP40						

実施単価明細表

事業区分:伐倒駆除（油剤）根元直径31～33cm1m³当たり

名 称	種 別	形状・寸法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	単価表 番 号	摘 要
伐倒・枝払・玉切	特殊作業員	—	0.115	人			実施	根元直径による 数量 別紙3
	普通作業員	—	0.115	人				
薬剤購入費			10.000	リットル			1号	稀釈液40倍
薬剤調合費	普通作業員	—	0.010	人			3号	
散布作業費	普通作業員	—	0.135	人			実施	根元直径による 数量 別紙4
機械器具損料	チェーンソー	45cc	—	—			別紙1	
機械器具損料	動力噴霧機	—	—	—			別紙2	
機械器具燃料費	チェーンソー	45cc	—	—			5号	
機械器具燃料費	動力噴霧機	—	—	—			6号	10 ^{リットル} 散布
諸 経 費	—	—	38.0	%				薬剤購入費は 除く
計		MEP40						

実 施 単 価 明 細 表

事業区分:伐倒駆除（油剤）根元直径34cm～

1m³当たり

名 称	種 別	形状・寸法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	単価表 番 号	摘 要
伐倒・枝払・玉切	特殊作業員	—	0.105	人			実施	根元直径による 数量 別紙3
	普通作業員	—	0.105	人				
薬剤購入費			10.000	リットル			1号	稀釈液40倍
薬剤調合費	普通作業員	—	0.010	人			3号	
散布作業費	普通作業員	—	0.126	人			実施	根元直径による 数量 別紙4
機械器具損料	チェーンソー	45cc	—	—			別紙1	
機械器具損料	動力噴霧機	—	—	—			別紙2	
機械器具燃料費	チェーンソー	45cc	—	—			5号	
機械器具燃料費	動力噴霧機	—	—	—			6号	10 ^{リットル} 散布
諸 経 費	—	—	38.0	%				薬剤購入費は 除く
計		MEP40						

実 施 単 価 明 細 表

事業区分:伐倒駆除（油剤） 薬剤運搬費

1台当たり

名 称	種 別	形状・寸法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	単価表 番 号	摘 要
薬剤運搬費	1tトラック	10km未満	1	台			2号	
諸経費	—	—	38.0	%				

第 1 号単価表								
金 円 也								
薬剂購入費 1m ³ 当 たり 単 価 表								
当 たり 積 算								
名 称	種 別	形状・寸法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	単価 参照	摘 要
油 剤	パークサイドオイル パインサイドS油剤C	MEP40	1	リッ トル			実施	
灯 油			39	リッ トル			実施	
計			40	リッ トル				
		稀釈液	1	リッ トル				
油 剤			10	リッ トル				

第 2 号単価表								
金 円 也								
薬剂運搬費 1台 当 たり 単 価 表								
当 たり 積 算								
名 称	種 別	形状・寸法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	単価 参照	摘 要
運 搬 費	1tトラック	10km未満	1	台			実施	1,000リッ トル／1台
1m3当たりの薬剂量								
油 剤		MEP40	10	リッ トル				稀釈液

第 3 号単価表								
金 円 也								
薬剤調合費 1m ³ 当 たり 単 価 表								
当 たり 積 算								
名 称	種 別	形状・寸法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	単価 参照	摘 要
薬剤調合費	普 通 作業員	—	0.010	人			実施	
計								

第 4 号単価表								
金 円 也								
混合油燃料費 1m ³ 当 たり 単 価 表								
当 たり 積 算								
名 称	種 別	形状・寸法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	単価 参照	摘 要
混合油燃料	ガソリン	レギュラー	25	リットル			実施	
	2サイクルオイル		1	リットル			実施	
計			26	リットル				
		混合油	1	リットル				

第 5 号単価表								
金 円 也								
機械器具燃料費 (チェンソー燃料費) 1 m³ 当 たり 単 価 表								
当 たり 積 算								
名 称	種 別	形状・寸法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	単価 参照	摘 要
チェンソー燃料	混合油		0.510	リットル			No.8	
	潤滑油	生分解性	0.080	リットル			実施	
計								

第 6 号単価表								
金 円 也								
機械器具燃料費 (動力噴霧機燃料費) 1 m³ 当 たり 単 価 表								
当 たり 積 算								
名 称	種 別	形状・寸法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	単価 参照	摘 要
動力噴霧器燃料	混合油	油剤適用	0.150	リットル			No.5	
計								